

平成 23 年

第 1 回市議会臨時会 議案第 13 号

専決処分の報告について

函館市税条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により，平成 23 年 4 月 11 日次のとおり専決したので，議会の承認を求める。

平成 23 年 5 月 23 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和 25 年函館市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中第 2 項を第 4 項とし，同条第 1 項中「法又はこの条例に定める申告，申請，請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入」を「申告等」に，「ときは，その納税者又は」を「場合には，第 1 項の規定の適用がある場合を除き，その納税者または」に改め，同項を同条第 3 項とし，同条に第 1 項および第 2 項として次の 2 項を加える。

市長は，広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により，法またはこの条例に定める申告，申請，請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）または納付もしくは納入（第 3 項において「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には，地域，期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長することができる。

2 前項の指定は，市長が告示によつて行う。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。